

上尾都市計画道路の変更（上尾市決定）

1. 都市計画道路中3・4・57号上尾伊奈線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区域	構 造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等の交差の構造	
幹線街路	3・4・57	上尾伊奈線	上尾市大字平塚字大砂	上尾市大字平塚字柵	上尾市大字平塚字柵	約700m	地表式	2車線	18m	幹線街路と平面交差1箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

上尾都市計画区域を構成する上尾市及び伊奈町では、埼玉県が令和2年度から着手した社会状況の変化に対応した都市計画道路の見直しを契機として、本路線を含む長期未整備となっている都市計画道路の見直しの検証を進めてきました。

このたび、本路線の必要性や構造の適正さを検証した結果、上尾市区域の県道さいたま菖蒲線との交差部から伊奈町大字小室字間松までの区間においては、市街化調整区域に位置し、沿道の土地利用が限定的で将来の停車需要や歩行者交通量が少ないことが想定されるため、幅員構成を見直し、当該区間の幅員を18mから14mに変更します。あわせて県道さいたま菖蒲線との交差点を新たに計画するとともに、車線の数をも2と定めるものです。

従来、幅員16m以上の都市計画道路については、県決定とされていたところ、平成10年都市計画法施行令改正に伴い、道路幅員に基づく都市計画決定権者に関する規定が廃止されたことから、本路線を上尾市区間、伊奈町区間に分割し、別路線としてそれぞれ都市計画手続きを行います。